

記載事項変更の手続きに必要な書類について

● 手続きに必要な書類

(原本は收受日から6ヶ月以内のものが有効となります。)

- ① 使用許可証記載事項変更届 (押印は不要です。)
 - ② ・住所を変更した場合は、変更後の住民票 (本籍・筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載のないもの)
※船橋市内での転居、船橋市への転入については住民票は不要です。
・戸籍の内容を変更した場合は、変更後の全部事項証明 (戸籍謄本)
(承継者が船橋市民の場合、申請書欄外の住民基本台帳の閲覧承諾欄に署名・記名いただければ住民票は必要ありません。署名・記名がない場合、住民票の提出が必要です。)
 - ③ 使用許可証 (原本)
使用許可証を紛失された場合には、使用許可証再交付申請書
 - ④ 手数料 300円 (使用許可証があり記載事項変更のみ)
使用許可証を紛失された場合には、+300円 (再交付申請分)
 - ⑤ 戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、1枚につき10円のコピー代金
(原本確認が必要なため、あらかじめコピーしたものは收受できません。)
 - ⑥ 本人確認書類 (原本)、使用者以外が申請する場合は、使用者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類 (原本) (郵送申請の場合、コピーで結構です。)
顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。
(例：健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類)
その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。
 - ⑦ 船橋市口座振替依頼書 (記載事項変更時にご提出または金融機関にご提出ください。すでに口座登録済みの方や対象の金融機関の口座をお持ちでない場合は不要です。)
- 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
 - 申請受付窓口は市役所本庁舎4階 環境保全課霊園葬祭係窓口のみです。船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)・各出張所・各連絡所では受付できません。

手続きを郵送で行う場合

手続きを郵送で行う場合は、㉞上記①～⑥の必要書類、㉟120円分の切手、㊱手数料分の定額小為替 (郵便局にて購入して下さい。)を同封し郵送願います (定額小為替は発効日から6ヶ月以内で無記名のもの)。戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、㊱手数料と㊲コピー代金を現金書留にてご郵送ください。

送付先及び問い合わせ

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 環境保全課 霊園葬祭係

Tel. 047-436-2402